

道の駅「あいお」移転整備事業基本設計業務  
に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

平成7年1月に供用を開始した道の駅「あいお」は、防災機能やバリアフリーへの対応などの様々な課題を抱えており、こうした諸課題への対応を図るとともに、あらゆる世代が安心して利用できる賑わいあふれる施設とするため、令和4年8月に、「道の駅『あいお』移転整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

基本計画においては、移転整備における拠点としての方向性として、「地域防災拠点」「地域産業振興・交流拠点」「情報発信拠点」の3つを位置付けたところである。

また、移転整備に当たり強化・新たに導入する機能として、防災拠点としての機能、地域産業振興・交流拠点としての機能、情報発信拠点としての機能、休憩機能を検討するとともに、従業員用の施設や周辺住民の環境にも配慮した施設とすることなどを検討することとしている。

こうした本施設に検討している機能について、施設の利用・運営まで考慮し、地域特性や市民意見を踏まえ、新たな発想で検討することにより施設の整備効果を高める必要があることから、参加者の自由で大胆な発想を求めるために公募型プロポーザルを実施し、本業務に最も適した設計者を選定する。

2. 目的

本要領は、基本計画を踏まえて本施設を整備するにあたり、山口市が発注する「道の駅『あいお』移転整備事業基本設計業務」（以下「本業務」という。）に最も適した事業所等を選定する手続きについて必要な事項を定め、もって良質な公共施設の整備に資することを目的とする。

3. 本業務について

(1) 業務名

道の駅「あいお」移転整備事業基本設計業務

(2) 業務内容

道の駅「あいお」移転整備事業基本設計業務委託仕様書のとおり

(3) 委託料上限額

10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 発注者

山口市

#### 4. 基本設計及び実施設計業務の発注について

基本設計及び実施設計業務の発注について、本業務の受託者との随意契約を予定しているが、本業務の受託者の決定は、令和5年度予算の範囲での取り扱いとなるため、実施設計業務委託の発注を約束するものではない。

なお、本業務の受託者と委託契約に至らなかった場合、本市は、受託者の提案内容のうち著作権法に定める著作物と認められるものについて、本施設の設計に反映しないものとする。

#### 5. 本選考の概要

##### (1) 選考方式

公募型プロポーザル方式

##### (2) 事務局

山口市農山村づくり推進課（担当：徳重）

住 所：〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

T E L：083-934-2778

F A X：083-934-2651

E-mail：nousanson@city.yamaguchi.lg.jp

##### (3) 選考の手順

有識者及び本市職員で構成する「道の駅『あいお』移転整備事業基本設計業務に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）」において、別表1「書類審査評価基準表」及び別表2「ヒアリング審査評価基準表」に基づき、第1次選考（書類審査）及び第2次選考（ヒアリング審査）の2段階で行う。

第1次選考は書類によるものとし、第2次選考は書類等及びヒアリングによるものとする。

##### (4) スケジュール

質問受付期間	令和5年5月31日（水）～6月8日（木）
質問回答	令和5年6月12日（月）まで
参加意向申出書等の提出	令和5年5月31日（水）～6月30日（金）
第1次選考結果の通知	令和5年7月7日（金）まで
提案書の受付	令和5年7月7日（金）～7月28日（金）
第2次選考（ヒアリング審査）	令和5年8月2日（水）【予定】
選考の結果通知（特定結果の通知）	令和5年8月7日（月）

##### (5) 選考結果の公表について

- ・ 選考結果については、山口市公式ウェブサイト等において公表する。
- ・ 最優秀者及び次点者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の参加者についても、名称を伏せて採点結果を公表する。

## 6. 参加資格

### (1) 基本要件

本選考に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本選考は単体企業に加え共同企業体の参加も認めるものとする。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている建築士事務所であること、又は当該建築士事務所を代表者とする共同企業体であること。
- ② 自社（共同企業体にあつては、その代表者又は構成員）の社員で、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する管理技術者及び意匠担当主任技術者を配置すること。なお、管理技術者は意匠担当主任技術者を兼任することができる。
- ③ 令和5年7月1日時点において、山口市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱に規定する建築関係建設コンサルタント業務の建築一般部門について入札参加資格を有すること。なお、本要領等の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、令和5年6月15日までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤ 参加意向申出書の提出日から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更正手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- ⑦ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと。

### (2) 共同企業体の要件

共同企業体を構成して参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 共同企業体の構成員の全てが（1）基本要件の③～⑦の要件を全て満たしていること。
- ② 共同企業体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱い」（平成10年12月10日建設省厚契発第54号・建設省技調発第236号・建設省営建発第65号）の別紙1に示された様式に基づくものであること。
- ③ 構成員において決定された代表者が、協定書において明らかであること。
- ④ 構成員の分担業務が、業務の内容により、協定書において明らかであること。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。

- ⑤ 共同企業体の名称は、「〇〇・××設計共同体」とすること。
- ⑥ 共同企業体を構成する代表者及び構成員が、本選考の他の参加者（他の参加者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

## 7. 質問及び回答

本選考に関する質問は、参加意向申出及び提案に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

### (1) 質問方法

- ① 提出期限 令和5年6月8日（木）午後5時、事務局必着とする。
- ② 提出方法 電子メールにて質問書（様式10）を提出すること。

### (2) 回答方法

質問に対する回答は、集約した上で、質問者名を伏せて令和5年6月12日（月）までに山口市公式ウェブサイトに掲載する。ただし、簡易な質問等については、電子メール等により個別に回答する場合がある。

## 8. 第1次選考（書類審査）提出書類作成要領

### (1) 提出書類

本選考へ参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ・プロポーザル参加意向申出書
- ・企画概要書提出届（様式1）
- ・企画概要書（様式2）
- ・事務所の概要（様式3）
- ・管理技術者の経歴等（様式4）
- ・意匠担当主任技術者の経歴等（様式5）
- ・設計チームの体制（様式6）

### (2) 作成及び記載上の留意事項

- ・様式1及び様式3～様式6は、A4判タテ片面1枚とし、提出日時点で記載する。
- ・様式2は、A3版とする。

#### ① 企画概要書提出届（様式1）

- ・指定の様式に、提出年月日、提案代表者の事務所所在地又は住所、会社名、電話番号、提案代表者名及び連絡者の氏名、電話番号、FAX、Eメールを記載すること。なお、提案代表者が複数の場合は、そのうち1名の記載で構わない。

#### ② 企画概要書（様式2）

- ・企画概要書はA3版ヨコ片面1枚とすること。
- ・企画概要書の文章に用いる文字は読みやすい字体とすること。

- ・企画概要書には、本要領に基づき、本業務の実施方針、本施設整備に対する考え方について文章及び図表等を用いて簡潔に記載するとともに、デザインイメージについて、簡易なスケッチや模型写真等により表現すること。

### ③ 事務所の概要（様式3）

- ・共同企業体を構成して参加する場合、代表者及び構成員のそれぞれについて作成し、事務所名欄に「代表者」又は「構成員」と記載する。

### ④ 管理技術者の経歴等及び意匠担当主任技術者の経歴等（様式4及び様式5）

- ・管理技術者が意匠担当主任技術者を兼任する場合は、様式4は作成しないものとする。
- ・代表作品及び公共施設の設計実績は、完成した施設について、現在所属する事務所において設計業務を元請として履行し、当該業務に管理技術者、意匠担当主任技術者もしくはこれに準ずる立場又は意匠担当技術者の立場で携わったものに限る。
- ・設計業務実績の件数は、代表作品、公共施設それぞれ2件以内とする。

### ⑤ 設計チームの体制（様式6）

- ・管理技術者が意匠担当主任技術者を兼任する場合は、管理技術者欄、意匠担当主任技術者欄の両方に記載する。
- ・各担当者の設計業務実績の件数は、2件以内とする。
- ・管理技術者は、意匠担当主任技術者を除く分担業務分野の主任技術者を兼任できないものとする。
- ・意匠担当主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任できないものとする。

## （3）提出要領

① 提出部数 12部

② 提出期限 令和5年6月30日（金）午後5時、事務局必着とする。

③ 提出方法 持参又は郵送。

※持参の場合は、土日祝日を除く平日午後5時までに限り、郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。

## 9. 第2次選考（ヒアリング審査）提出書類作成要領

### （1）提出書類

第2次選考に進む者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 本業務の実施方針（様式7）
- ② 本施設整備に対する考え方（様式8）
- ③ 代表作品の設計実績（様式9）
- ④ 代表作品の説明資料
- ⑤ 見積書

## (2) 作成及び記載上の留意事項

### ① 本業務の実施方針（様式7）

- ・ A4判タテ片面1枚、横書きとし、1行40字、30行、1,200文字以内で簡潔に記述する。
- ・ 作成に当たっては、8（1）企画概要書（様式2）の内容を基に作成すること。
- ・ 本業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項について記載すること。

### ② 本施設整備に対する考え方（様式8）

- ・ A3判ヨコ片面1枚とし、枠等は特に設けなくてもよい。
- ・ 記載方法は自由とするが、文字は読みやすい字体・大きさとする。
- ・ 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用してもよい。
- ・ 作成に当たっては、8（1）企画概要書（様式2）の内容を基に作成すること。
- ・ 検討する機能をどう捉えるか、整備予定地が有する特性をどう捉えるか、計画地域（近隣、自然条件など）をどう捉えるか、施設目標の達成にどう寄与するのかについて記載すること。

### ③ 代表作品の設計実績（様式9）

- ・ 様式4及び様式5に記載した代表作品のうち1件について、A4判タテ片面2枚以内、横書きとし、1行40字、30行、2,400文字以内で記述する。
- ・ 企画・設計段階で敷地や地域の特性をどう捉え、当該施設でそれらをどう活用したか、施設完成後に地域（まち）はどう変わったか、地域にどんな影響や価値を与えたかについて記載すること。

### ④ 代表作品の説明資料

- ・ 様式9に記載した代表作品1件について、コンセプト、外観写真、内観写真、平面図及び特にアピールする点を、A3判ヨコ片面2枚以内で記載する。
- ・ 写真、図面等の資料の使用について、発注者等、関係者の了承を得ているものとする。

### ⑤ 見積書

- ・ 任意の様式とするが、A4判1枚、山口市長宛とする。
- ・ 本業務に係る業務内容及び人件費等の積算内訳を記載する。

## (3) 提出要領

### ① 提出部数 12部

### ② 提出期限 令和5年7月28日（金）午後5時、事務局必着とする。

③ 提出方法 持参又は郵送

- ・持参の場合は、土日祝日を除く平日午後5時までに限り、郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。
- ・A3判の書類はA4判に折りたたみ、本要領9(1)①～⑤の順に並べてダブルクリップ等でまとめること。

10. 選考方法

(1) 第1次選考(書類審査)

① 書類審査の方法

第1次選考は非公開で行うものとし、様式1～様式6について評価委員会において審査を行い、第2次選考に進む5者程度を選定する。

② 書類審査結果の発表

書類審査結果の発表は、選定した提案者名義を7月7日(金)に山口市公式ウェブサイトに掲載する。併せて、選定者には第2次選考(ヒアリング審査)の日時、場所及び留意事項を別途通知する。

(2) 第2次選考(ヒアリング審査)

① ヒアリング審査の方法

第2次選考は非公開で行うものとし、評価委員会において様式7～様式9及び代表作品の説明資料に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行う。ヒアリング審査時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度を予定している。

ヒアリング審査において、評価委員会は、ヒアリング評価基準表に基づき6割以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を最優秀者として、次点のものを次点者として選定する。合計点が最も高い候補者及び次点者が複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により最優秀者(受託候補者)及び次点者を選定する。

② ヒアリング審査実施要領

- ・ヒアリング審査の出席者は3名以内とする。
- ・説明者は管理技術者又は意匠担当主任技術者とする。
- ・説明者は、本業務の実施方針や本施設整備に対する考え方、代表作品の設計実績及び代表作品の説明資料について、プレゼンテーションソフト等を使用したスライド投影により特に強調したい事項等を説明するものとする。
- ・スライド内容は、原則、様式7～9及び代表作品の説明資料に記載された文章、写真、イラスト、イメージ図等の範囲内とする。ただし、様式7～9及び代表作品の説明資料に記載された内容と同じ趣旨であれば、表現方

法の変更や補足説明資料の使用を認める。

- ・追加資料の配布、拡大用紙（パネル）や白板の使用は認めない。
- ・パソコン（パワーポイント等のプレゼンテーションソフト入り）は、参加者が用意するものとする。
- ・プロジェクターについては、事務局で用意した機種を使用する。

## 1 1. 受託候補者の特定

### (1) 特定の方法

- ・評価委員会の評価結果について、審査委員会の審査を経て、評価委員会が最優秀者として選定した者を受託候補者として特定するものとする。

### (2) 特定結果の通知

- ・特定の結果は山口市公式ウェブサイトにおいて公表する。
- ・最優秀者（受託候補者）については、提案書の一部（様式8及び代表作品の説明資料）を公表するものとする。

## 1 2. 契約手続き

- ① 本市は、受託候補者に対して、本業務委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。ただし、受託候補者に事故等があり、交渉が不可能となったときや、交渉が不調に終わったとき、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。
- ② 上記の場合、本市は、次点者を交渉の相手方とするものとする。
- ③ 本市は、受託候補者との協議により具体的な業務内容及び契約条件を決定し、随意契約により本業務の委託契約を締結する。

## 1 3. 失格条件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- ① 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- ② 評価委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- ③ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ④ その他社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

## 1 4. 無効となる提出書類

参加意向申出書等又は提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 本要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合し



ないもの。

- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。

#### 15. 提出書類の取扱い

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 提出書類は、本選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ③ 提出書類は、本選考を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、山口市情報公開条例の規定に基づき、提出書類は、原則として公開するものとする。ただし、提案書（様式7、様式8、様式9及び代表作品の説明資料）については、山口市情報公開条例第5条の規定より、法人等に不利益を与えるおそれがあると認められる場合、公開しないことがある。
- ⑥ 提出された提案書は、本市の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑦ 提案書の提出は、1者につき1案とする。

#### 16. その他

- ① 本選考において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 提出書類の作成・提出、ヒアリング審査への出席など、本選考に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ③ 提出書類に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができない。予定技術者の変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- ④ 提出書類に記載している協力事務所への委託を除き、原則として、本業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、本市が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- ⑤ 本業務の受託者が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができないものとする。